

**地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）養成研修に
関する公募型プロポーザル参加者募集要項**

1 業務内容の概要

- (1) 業 務 名 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）養成研修
- (2) 委託業務内容 仕様書 1（3）のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和4年3月31日まで

2 委託金額の上限等

- (1) 委託金額 1,475,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
以下、全ての費用を含む。
 - ア 講師に対する報酬
 - イ 受講者照会等に係る郵送費等，研修告知に係る費用（版下作成やホームページ作成等）
 - ウ 会場使用料
 - エ その他，事務経費等研修に係る一切の費用
- (2) 委託料の支払時期
委託業務終了後に受託者から京都市に請求があった後，30日以内に受託者の希望する口座に振り込むこととする。

3 参加資格

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。ただし，（2）に該当する者が受託者に決定した場合は，契約締結時に京都市暴力団排除条例施行細則第7条の規定に基づく誓約書を提出することとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 前号に該当しない者については，次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 過去に同業種の研修を行った実績のある者
 - イ 本市内に法人等の本支店又は事業所等がある者
 - ウ 契約を締結する能力を有しない者又は，破産者で復権を得ない者でないこと
 - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号いずれかに該当し，3年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - オ 法人税又は所得税及び消費税等の国税の未納がないこと
 - カ 本市の市民税，固定資産税及び事業所税等の地方税の未納がないこと
 - キ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定

する暴力団密接関係者でないこと

4 参加申請

(1) 受付期間

令和3年7月20日（火）から8月3日（火）当日消印有効

(2) 申請方法

郵送

※持参される場合は、来課予約のうえ、8月3日（火）午後5時までに提出してください。

(3) 提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

(4) 提出書類

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 法人概要が分かるもの

ウ 過去の受託実績

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加に当たって質疑のある者は、以下のとおり受け付けることとする。

(1) 質問方法

書面（様式自由）により、電子メールで行うこと

(2) 受付期間

令和3年7月20日（火）から7月30日（金）午後5時まで（必着）

(3) 受付先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（担当：高矢，川井）
電子メールアドレス：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

(4) 回答

令和3年8月3日（火）午前中までに、質問のあった者に対し電子メールにより回答する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年7月20日（火）から8月17日（火）当日消印有効

(2) 提出方法

郵送

※持参される場合は、来課予約のうえ、8月17日（火）午後5時までに提出してください。

(3) 提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

(4) 提出資料

企画提案書（7部）及び見積書（1部）

7 選定方法等

(1) 選定方法

選定の対象は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類に基づき、提案者の業務実施能力を審査し、その順位を決定する。本プロポーザルでは、契約締結の協議に係る相手方の優先順位を決定することとし、優先順位の上位者と協議を行い、合意に達した場合に業務委託契約を締結するものとする。

(2) 評価項目

「地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）養成研修委託業務」提案書評価ポイント参照

(3) 受託候補者選定の通知

選定結果は、令和3年8月31日（火）までに文書又は電子メールにて通知のうえ、本市ホームページにおいて参加した事業者及び評価点を公表します。

8 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は、一切受け付けないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- (5) 提案に係る書類については、京都市情報公開条例の規定により公開する必要があると認められた場合を除き、提案者の承諾を得ないで公表しない。

9 問合せ先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（担当 高矢，川井）
TEL 075-213-5871 FAX 075-213-5801